

農業を応援します

つがる市農業振興事業

(1) 農業機械・施設導入等事業（国・県等の補助事業で補助対象となっていないもの）

補助対象経費等	補助対象事業主体	補助対象経費（税抜き）	補助金の額
機械・施設および更新する経費	5戸以上で構成された組織 ※共同防除組織は、既存組織の再編を条件とする	共同利用機械、施設耐用年数5年以上取得価格30万円以上	確定額の1/4以内 限度額100万円
農業に関する新規の資格取得経費および組織の活動費	5戸以上で構成された組織	農業に関する資格・免許取得に必要な経費（交通費・宿泊費等除く）	確定額の1/2以内 限度額20万円
	20戸以上で構成された組織（農協等の部会は除く）	防除周知看板作成費・栽培技術講習会費・先進地研修費（飲食費等除く）・会議資料作成費	確定額の1/2以内 限度額15万円
	3戸以上で構成された組織（40歳未満の若手農業者や後継者）		

(2) 堆肥等利用促進土づくり対策事業

補助対象農地	補助対象事業主体	補助対象経費（税抜き）	補助金の額
つがる市農業振興地域内の水稻・畑作物・野菜・花き・果樹	・つがるブランド農産物認定農業者および認定を目指す農業者 ・5戸以上で構成された組織	農地10アール当たり限度量 堆肥 水田・普通畠 3t 砂丘畠 5t 粉炭 各農地共通 135kg 融雪剤 45kg	確定額の1/2以内 限度額10万円

申請受付期間 3月23日㈪～5月29日㈮ ※土日祝日を除く

必要書類等 見積書・納税証明書・通帳・認印

※申請する要件によりその他の書類等が必要になる場合あり

留意事項 ①平成27年度内に事業を完了すること。
②補助金の交付決定前に発注したものは対象外。
③市税の滞納がないこと。



【問い合わせ先】 農林水産課 電話42-2111（内線411）

軽自動車税等の税率が変わります

平成26年度税制改正により平成27年4月1日から軽自動車税の税率が変更されましたが、平成27年度税制改正の改正案において「原動機付自転車、二輪車および小型特殊自動車等に係る税率の引き上げを平成27年4月1日から平成28年4月1日に**1年延期**」が示されました。それにより、平成27年度は旧税率が適用される予定です。

詳細は、総務省ホームページ内「平成27年度税制 改正の概要(地方税)」をご覧ください。



車種区分		税率(年額)	
		旧税率	新税率
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc～90cc	1,200円	2,000円
	90cc～125cc	1,600円	2,400円
	ミニカー(20cc～50cc)	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車(125cc～250cc)		2,400円	3,600円
二輪の小型自動車(250cc超)		4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕用	1,600円	2,000円
	農耕外	4,700円	5,800円
雪上車		2,400円	3,000円
被けん引車		2,400円	3,000円

【問い合わせ先】 税務課 電話42-2111（内線212）

新規就農者を応援します

国の農業関連事業のお知らせ

事業名 新規就農・経営継承総合支援事業 《青年就農者給付金事業（経営開始型）》

事業目的 青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する給付金を給付

給付額 1年目、年間150万円。2年目以降は総所得に応じて給付。最長5年間給付

給付要件 (主な要件。すべて満たす必要があります)

- (1) 独立・自営就農時の年齢が原則45歳未満の新規就農者であり、農業経営者となることについて強い意欲を有している。
- (2) 青年等就農計画の認定を受けた者であること。
- (3) 青年等就農計画が青年就農給付申請追加資料と要件が適合していること。
- (4) 農業経営を開始して5年後までに農業で生計が成り立つ計画（**所得250万円以上**）であること。
- (5) 生活保護・失業手当など、生活費を支給する他の事業と重複受給とならないこと。
- (6) 自ら農地の所有権または利用権を給付対象者が有している。（農地が親族（3親等以内）からの賃借が過半である場合は、給付期間中に所有権移転すること）
- (7) 主要な機械・施設を給付対象者が所有または借りている。
- (8) 生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引をする。
- (9) 給付対象者の農産物等の売上や経費の支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳および帳簿で管理している。
- (10) 給付対象者が農業経営に関する主宰権を有している。
- (11) 計画の達成が実現可能であること見込まれること。
- (12) 市が作成する人・農地プランに位置付けられていること。
- (13) 青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）に加入していること。

■親元に就農する場合であっても、上記の要件を満たせば、親の経営から独立した部門経営を行う場合や、親の経営に従事してから5年以内に継承する場合は、その時点から対象となります。ただし、給付期間中に新規作目の導入、経営の多角化など経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する経営開始計画であること。

※一部継承経営する場合は、親（親族等）の経営作目と同作目でないこと。

受付期間 4月6日（月）から4月17日（金）まで

※上記以後の受付は随時行いますが、本事業は予算の範囲内での実施となります。

給付申請 申請の際は自ら作成した経営開始計画書等を添付する必要があります。様式等は受付時に配付します。

受付・提出先 農林水産課（申請者本人が市役所に提出してください）



【問い合わせ先】 農林水産課 電話42-2111（内線412）

つがる市食生活改善推進員の 健康レシピ

キャベツとひじきの酢の物

エネルギー：43kcal、塩分0.5g

【材料】1人分

キャベツ	80g
ひじき（戻し）	16g
さけるチーズ	16g
酢	3cc
A	しょうゆ 1.5cc
	みりん 3.5cc
	水 3cc
	わさび 少々

【作り方】

- ① キャベツはざく切りにし、戻したひじきを同じ長さに切る。さけるチーズも同じくらいの大きさにさいておく。
- ② キャベツとひじきを熱湯にくぐらせ、ザルにとり十分に水気を切る。
- ③ Aの調味料とのキャベツとひじき、さけるチーズを混ぜる。



キャベツに含まれるビタミンCがひじきに豊富に含まれる鉄分の吸収を助けてくれます。

お知らせ

【お知らせの見方】
 申込申込み問合せ
 申問申込み問い合わせ
 申込申込み問い合わせ
 ホームページ
 eメール

行政相談

行政相談

行政が行う仕事についての苦情や意見・要望などがある場合はご相談ください。相談は無料で秘密は厳守します。

木造会場

● 4月10日(金)、24日(金)10時～14時
 △市役所2階相談室

行政相談委員 長谷川正人 氏

電話 45-12929

森田会場

● 4月10日(金)10時～12時
 △森田公民館

行政相談委員 佐藤 朋子 氏

電話 26-12370

稻垣会場

● 4月22日(水)10時～15時

△稻垣公民館

行政相談委員 藤田 明夫 氏

電話 46-13860

車力会場

● 4月24日(金)10時～15時
 △むらおこし拠点館「フラット」

※事前に電話 69-15215で確認の上、お越しください。

行政相談委員 岩瀬 久 氏

電話 56-13514

申問 健康推進課（内線305）

農家相談

農家相談

農地の売買、賃貸借等について相談したい方は、お気軽にお越しください。

木造会場

● 3月19日(木)、4月23日(木)
 9時30分～12時△稻垣公民館
 13時30分～16時△車力出張所

な、農業委員会事務局では随時農家相談を受けております。

柏分庁舎内

電話 25-13820

じこるの相談

じこるの相談

ここでの悩みや病気について相談をお受けしています。

眠れない、心が重い、やる気が起きない、うつ病や統合失調症などの病気、アルコール問題、ひきこもりや不登校などの悩みを抱えている方は、一人で悩まずご相談ください。

また、どこに相談したらよいかわからないという場合も遠慮なくご利用ください。

●保健師による相談
 ●対象▽認知症の人と家族の会会員、認知症の方を介護する市民、医療・介護専門職など

●日時▽3月20日(金)13時～15時
 ●場所▽松の館 会議室B

●認知症の人と家族の会会員、認知症の方を介護する市民、医療・介護専門職など

●範囲▽固定資産税の納税者であること。

●必要なもの▽納税通知書または報交換したり、悩みを話し合つたりする場です。一度話してみませんか。

●場所▽市役所税務課

●時間▽9時～16時
 (土日・祝日を除く)

●期間▽4月1日(水)～6月1日(月)
 (土日・祝日を除く)

●場所▽市役所税務課

●時間▽9時～16時
 (土日・祝日を除く)

●期間▽3月18日(水)～4月10日(金)
 (土日・祝日を除く)

●場所▽市役所1階ロビー

●時間▽8時45分～17時(12時～13時を除く)

●期間▽3月29日(日)、4月5日(日)10時～11時45分、13時～16時30分
 △イオンモールつがる柏

●時間▽8時45分～17時(12時～13時を除く)

●場所▽市役所1階ロビー

●時間▽8時45分～17時(12時～13時を除く)

●期間▽3月18日(水)～4月10日(金)
 (土日・祝日を除く)

● 青森県労働委員会
県庁向い みどりやビル7F
電話 0171-734-19832

● 会場 ▽青森県労働委員会（国道
時 30分、5月12日(火)13時30分～15
時30分、15時30分）

定例労働相談会の開催について

その他

問 五所川原税務署 個人税第一
部門 (資産税担当)
電話 34-13136

※亡くなられた人から相続等によつて財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額が、相続税の基礎控除を超える場合、財産を取得した人は、相続税の申告が必要となります。

たは遺贈に関する相続税については、基礎控除の額が引き下げられ、次のようにになります。

30000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

五所川原税務署からのお知らせ

第5回つがる市ふるさと検定

市税等は納期内に納めましょう

3月 は

「国民健康保険税」第9期
「介護保険料」第9期
「後期高齢者医療保険料」第9期
「住宅使用料」
「公共下水道使用料」
「農業集落排水処理施設使用料」
の納期限となっています。

市税等を口座振替で納付いただいている方は、納期限までに口座残高の確認をお願いします。

- 日時 ▽3月22日(日)10時 場所 ▽松の館 視聴覚室
- 部門 ▽小学生の部・一般の部 内容 ▽つがる市を中心とした歴史・行事・文学・観光・郷土料理・人物などから出題(合格者には認定証を授与)

平成27年春の火災予防運動 全国統一標語 「もういいかい 火を消すまでは まあだだよ」 実施期間 4月13日(月)～4月19日(日)

これから季節、空気が乾燥し、風が強く吹くことから、火災が発生しやすくなります。火災はちょっとした油断から、尊い命や財産を奪ってしまうこともあります。火の取り扱いを再度確認し、もしもの時に備え、住宅用火災警報器や消火器を設置するなど防火対策を心掛けましょう。

平成26年のつがる市内の火災件数 … 18件

死者 … 1人 負傷者 … 1人

	建物火災	林野火災	車両火災	その他火災
	8件	5件	1件	4件

【問い合わせ先】つがる市消防本部 予防課 電話42-7744

松の館 図書コーナー

新着図書の
お知らせ

ジャンル	書名	著者等
文 学	九年前の祈り	小野正嗣
	太陽・惑星	上田岳弘
	鬼はもとより	青山文平
	宇喜多の捨て嫁	木下昌輝
	悟浄出立	万城目学
	指の骨	高橋弘希
	英雄の書 上／下	宮部みゆき
	悲嘆の門 上／下	宮部みゆき
	千春の婚礼 新・御宿かわせみ	平岩弓枝

ジャンル	書名	著者等
文 学	でんでら国	平谷美樹
	ラスト・ワルツ	柳広司
	作りおき サラダ	主婦の友社
	作りおき そうざい	主婦の友社
児 童	かいけつゾロリのまほうのランプ～	原ゆたか
	かいけつゾロリの大まじんをさがせ!!	原ゆたか
	こころのふしぎなぜ?どうして?	大野正人
	うみの100かいたてのいえ	岩井俊雄

【問い合わせ先】松の館 電話49-1200

広 告

春期講習の受付を開始します!

第一志望への
合格力を
つける!!

対象／小学生・中学生(国・英・数・社・理)



進学・学習指導教室

萩野学習会

〒038-3136 つがる市木造萩野13-23(商工会館裏)

お問い合わせは TEL.0173(42)1738

広 告

「買う」も「借りる」も 補聴器ならパリミキで!!

3,240円からの貸出補聴器

- 初めて補聴器をご使用される方
- ご両親に試してほしいご家族の方
- 現在使用されている補聴器が合わない方



パリミキ イオンモールつがる柏店 Tel.0173-25-3417